

姫路市屋外広告物条例施行規則の改正について

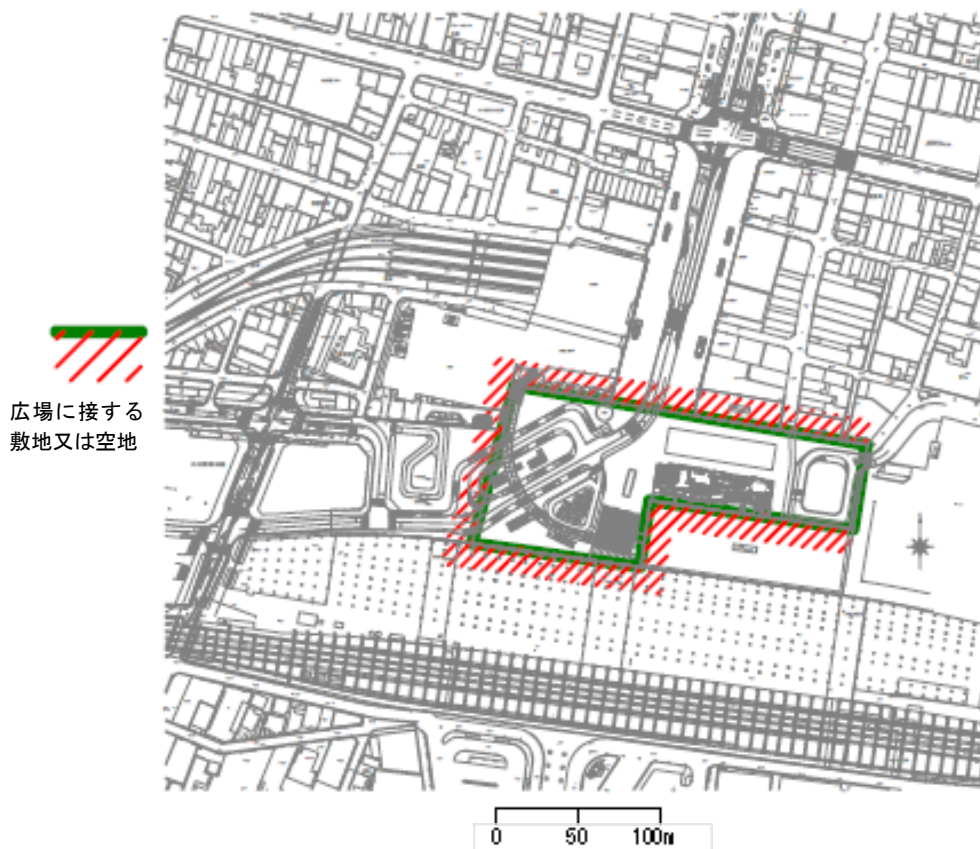
景観法に基づく姫路市景観計画の変更により、姫路駅北駅前広場地区を新たに都市景観形成地区として指定することに伴い、屋外広告物の許可基準についても、姫路市屋外広告物条例施行規則を改正し、姫路駅北駅前広場区域の付加基準（区域に応じて共通基準に上乘せする基準）を設けることとします。

これにより、播磨地方の玄関口、姫路城や大手前通りへの入口として本市の都市景観形成上重要な地区である姫路駅北駅前広場地区において、駅前にふさわしい魅力ある広告景観の形成を図ります。

【施行日：平成24年4月1日】

【姫路駅北駅前広場区域】

姫路駅北駅前広場（下図に示す実線で囲まれた区域）に接する敷地又は空地（大手前通り地区に属する区域を除く）



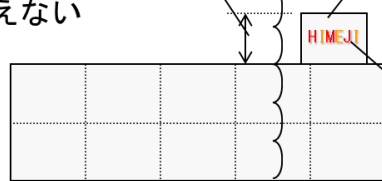
姫路駅北駅前広場区域の付加基準

項 目		付 加 基 準
一般基準		<ul style="list-style-type: none"> • 材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであること。
広 告 物 の 種 類 ご と の 基 準	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> • 数量は、建築物1棟につき1であること。 • 各面の表示面積は、建築物の各立面積の1/10以下であること。 • 高さが、横の長さを超えないものであること。 • 屋上構造物の上に設置するものは、その屋上構造物の水平投影面をはみ出さないこと。 • 地色は、建築物と同系色又は無彩色であること。 • 文字色は、2色以下であること。(アクセントとしての使用は除く。) • ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。 • けばけばしい色彩の照明を使用しないものであること。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> • 表示面積(光源が点滅するものにあつては、その表示面積に4を乗じて得た面積)が、当該壁面の面積の1/10以下であること。ただし、2階以下の壁面部分に設置するもので、広告枠を設置する、表示位置を揃え集合化を図るなど表示方法を整え、建物全体における広告物表示の調和に配慮していると認められるものについては、当該壁面部分の面積の1/4以下であること。 • 3階以上に設置する場合は、地色は景観計画に定める姫路駅北駅前広場地区の景観形成基準における建築物の外壁の色彩の範囲内かつ同系色、又は白色系とし、建築物の壁面との調和に配慮したものであること。 • 4階以上に設置する場合は、光源の点滅がないものであること。 • 光源が点滅するものにあつては、1壁面につき数量が1であること。 • 3階以上の窓面に広告物を表示しないこと。
	壁面突出 広告物	<ul style="list-style-type: none"> • 2階以上に設置するものの数量は、建築物1棟につき1であること。 • 建築物等からの出幅は、建築物の壁面から1m以下であること。 • 地色は、景観計画に定める姫路駅北駅前広場地区の景観形成基準における建築物の外壁の色彩の範囲内かつ同系色、又は白色系とし、建築物の壁面との調和に配慮したものであること。 • 集合化された広告物は、地色を統一すること。 • ネオン管の露出しているネオンサインを使用しないものであること。 • 光源の点滅がないものであること。ただし、2階以下に設置するもので光源の点滅が急速でないものは、この限りでない。
	自己敷地内 建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> • 意匠が同一のものにあつては、数量が1であること。 • 光源が点滅するものの1方向の表示面積は5㎡以下、それぞれ接する2方向の表示面積の合計は7.5㎡以下、表示面積の合計は15㎡以下であること。 • 広告物等の上端の地上からの高さは、10m以下であること。 • ネオン管の露出しているネオンサインを使用しないものであること。 • 光源の点滅が急速でないものであること。 • 光源が点滅するものにあつては、数量が1であること。

姫路駅北駅前広場区域の許可基準（イメージ図）

屋上を利用するもの

- ・ 地上から設置する箇所までの2/3以下かつ10m以下
- ・ 横の長さを超えない



- ・ 建築物1棟につき1個
- ・ 各面の表示面積は建築物の各立面積の1/10以下
- ・ 地色は建築物と同系色または無彩色

- ・ 文字色は2色以下（アクセントとしての使用は除く）
- ・ ネオン管の露出したネオンサインの使用禁止
- ・ けばけばしい色彩の照明の使用禁止

壁面を利用するもの

- ・ 地色は景観計画における建築物の外壁の色彩の範囲内かつ同系色又は白色系とし、建築物の壁面との調和に配慮
- ・ 3階以上の窓面への表示禁止

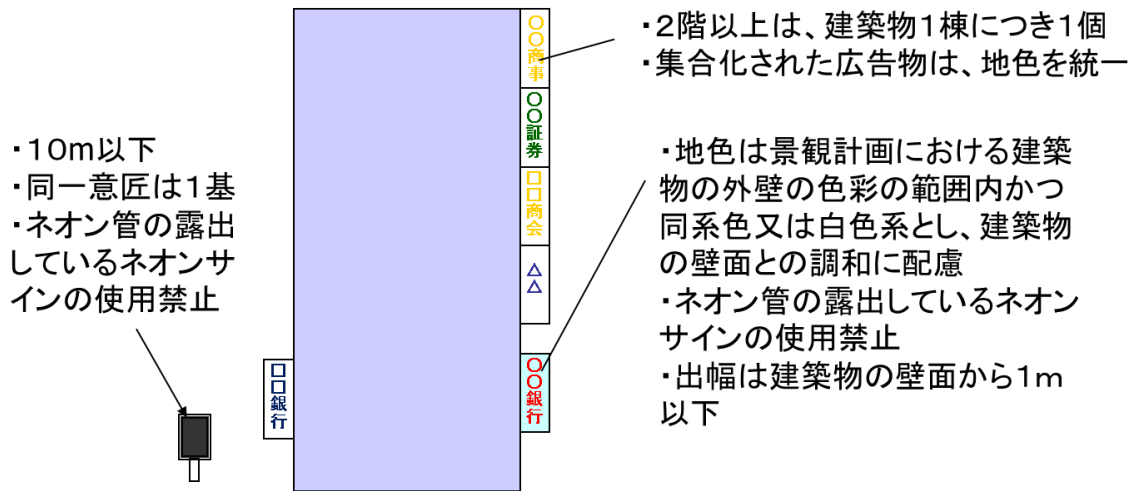
3階以上 当該壁面の面積の1/10以下

2階以下 当該壁面の面積の1/4以下

※集合化を図るなど表示方法を整え、建物全体における広告物表示の調和に配慮していると認められるとき



壁面より突出するもの 自己の敷地に建植えするもの



屋外電子広告

